

東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）に起因する理由によって保護者が死亡し、又は行方不明となっている者に対し、安定した生活及び学びの機会の確保並びに希望する進路選択の実現を支援し、もって有為な人材の育成に資するため、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金（以下「奨学金」という。）及び東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金（以下「支援金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 奨学金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 震災に起因する理由によって、父若しくは母又はこれに類する者（以下「保護者」という。）であって、生計を一にしていたものが死亡し、又は行方不明となっている者（出生後生計を一にし養育をすべきであった保護者が死亡し、又は行方不明となっている者で、当該保護者が死亡し、又は行方不明となった時点において胎児であったものを含む。）
- (2) 前号の保護者が、震災時に宮城県内に住所を有していた者
- (3) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（法第91条に規定する専攻科及び別科、法第97条に規定する大学院並びに法第108条に規定する短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校並びに法第124条に規定する専修学校（法第125条に規定する高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。））又は次のうち教育長が別に定める施設（以下「学校等」という。）に在籍し、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所
 - ロ 大学への進学のための課程を有する教育施設
 - ハ 職業訓練のための施設
 - ニ その他イからハまでに類する施設

(4) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同種の資金の給付を受けていない者

- 2 支援金の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児（以下「未就学児」という。）であって、前項第1号、第2号及び第4号のいずれにも該当する者とする。ただし、東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱（平成23年12月28日施行）による給付金を受けていた者を除く。
- 3 第1項又は前項本文に規定する者（以下「対象者」という。）に該当していた者（平成31年3月31日までの間にあっては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者（法第1条に規定する大学において法第87条第2項に規定する修業年限を6年とする課程にある者）にあっては、満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあった者）に限る。）であって、奨学金、支援金及び東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱による給付金の給付を受けていない者については、対象者とみなしてこの要綱を適用する。

(奨学金及び支援金の種類)

第3 奨学金及び支援金（以下単に「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 月額金 一月を単位として給付し、修学等に必要な経費を支援するもの
- (2) 一時金 一時に給付し、進学等に必要な経費を支援するもの

(給付金額)

第4 月額金の額は、次の各号ごとに定める額とする。

- (1) 未就学児 10,000円
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者 30,000円
- (3) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する者 40,000円
- (4) 高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在籍する者 50,000円
- (5) 高等学校（専攻科に限る。）、特別支援学校の高等部（専攻科に限る。）、大学、高等専門学校（第4学年から第5学年及び専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者 通学形態の区分に応じ、次の表に定める額

通学形態の区分	給付金額
自宅通学（自宅外通学以外の者）	60,000円
自宅外通学（進学に伴い、居住地を異動し、又は現在の保護者（保護者であって、受給者と生計を一にし、現に当該受給者を養育している者をいう。以下同じ。）と別に住居を構え、大学等に通学する者（住居に関する新たな金銭的負担が恒常的に発生することを確認できる場合に限る。）	100,000円

- (6) 第2第3号の教育長が別に定める施設に在籍する者 100,000円以下で教育長が別に定める額

2 一時金の額は、次の各号ごとに定める額とし、その給付は、当該号ごとに同一人に対して1回とする。

- (1) 小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校に入学する者 100,000円
- (2) 小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業する者又は義務教育学校の前期課程を修了する者 150,000円
- (3) 中学校、特別支援学校の中学部若しくは義務教育学校を卒業する者又は中等教育学校の前期課程を修了する者 200,000円
- (4) 高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程に限る。）を卒業する者、高等専門学校の第3学年を修了する者又はこれらに準ずると認められる者 600,000円
- (5) 第2第3号に規定する学校等（ただし、法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）に入学した者（ただし、前号に該当することとなる者を除く。） 360,000円

(給付の申請)

第5 月額金の給付を受けようとする者は、新たに給付を受けようとする者にあつては、給付事由の発生後速やかに東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付申請書（様式第1号。以下「申

請書」という。」)を、継続して給付を受けようとする者にあつては、給付を受けようとする年度の4月1日から4月末日までの間に当該年度における東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金現況届(様式第2号。以下「現況届」という。)を教育長に提出しなければならない。

- 2 第4第2項第1号に定める一時金の給付を受けようとする者は、給付事由の発生後、速やかに申請書を直接、教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 第4第2項第2号から第4号までに定める一時金の給付を受けようとする者は、卒業又は修了する年度の1月4日から1月末日までの間に、申請書を教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 第4第2項第5号に定める一時金の給付を受けようとする者は、入学後速やかに、申請書を直接、教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(給付申請の特例)

第6 東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱(平成23年12月28日施行)に基づく未就学児支援金の給付を受けていた者が、引き続き、本要綱に定める奨学金の給付を受けようとする場合は、第5第1項の継続して給付を受けようとする者とみなす。

(給付の決定)

- 第7 教育長は、第5第1項の規定による申請又は届出に基づき、月額金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、新たに給付を受ける者にあつては随時、継続して給付を受ける者にあつては毎年度6月末日までに、当該申請者又は当該届出者に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付決定通知書(様式第3号。以下「通知書」という。)により通知するものとする。
- 2 教育長は、第5第2項又は第3項の規定による申請に基づき、一時金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、申請のあった日の属する年の3月20日までに、当該申請者に対して、通知書により通知するものとする。
 - 3 教育長は、第5第4項の規定による申請に基づく決定は随時行うものとし、一時金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、速やかに当該申請者に対して、通知書により通知するものとする。
 - 4 前3項にかかわらず、教育長は、必要があると認めたときは、随時決定し、通知することができる。
 - 5 給付の決定は、対象者に該当することとなった日に遡ってその効力を生ずる。

(給付の方法)

- 第8 月額金は、毎年度4月から9月までの各月分を7月20日までに、10月から翌年3月までの各月分を1月20日までに、第7第1項の規定により給付の決定を受けた者(以下「1号受給者」という。)に給付するものとする。
- 2 第5第2項又は第3項の規定による申請のあった一時金は、申請のあった日の属する年の3月20日までに、第7第2項の規定により給付の決定を受けた者(以下「2号受給者」という。)に給付するものとする。

- 3 第5第4項の規定による申請のあった一時金は、第7第3項の規定により給付の決定を受けた者（以下「3号受給者」という。）に速やかに給付するものとする。
- 4 前3項に関わらず、教育長は、必要があると認めたときは、随時給付することができる。

（給付の決定の取消し等）

第9 教育長は、1号受給者、2号受給者又は3号受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すとともに、1号受給者については、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付を行わないものとする。

- (1) 第2に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 2号受給者が当該学校等を卒業又は修了しなかったとき（第4第2項第1号に定める一時金を受けようとする者を除く。）。
 - (3) 奨学金の給付を辞退したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付を受けたと認められるとき。
 - (5) その他奨学金を給付することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定は、現在の保護者その他受給者以外の者が奨学金を給付の目的以外の使途に充てていると認められるときに準用する。

（給付の停止）

第10 教育長は、1号受給者が休学したとき、停学の処分を受けたとき、長期にわたって学習を中断したと認められるとき又は奨学金が給付の目的以外の使途に充てられていると認めるときは、月額金の給付を停止することができる。この場合、教育長は、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付を停止するものとする。

- 2 教育長は、前項の停止の理由が消滅したと認めるときは、当該消滅した日の属する月から月額金を給付するものとする。

（給付の決定の取消し等の通知）

第11 教育長は、第9の規定による奨学金の給付の決定の取消し又は第10の規定による月額金の給付の停止を決定したときは、1号受給者、2号受給者又は3号受給者に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付決定取消し（停止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（奨学金の返還）

第12 1号受給者、2号受給者又は3号受給者は、第11の規定による奨学金の給付決定の取消し又は停止の通知を受けた場合において、既に奨学金が給付されているときは、取消しに係る額を限度に、教育長が別に指示する方法により奨学金を返還しなければならない。

（給付の変更）

第12の2 教育長は、第4第1項第5号に規定する通学形態の区分に応じ月額金の給付を受けている1号受給者が、該当区分を変更したと認められるときは、当該区分の変更に係る事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付額を

変更するものとする。

- 2 教育長は、前項により月額金の給付額の変更を決定したときは、当該1号受給者に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付変更決定通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。
- 3 前項の通知を発出した場合において、既に奨学金が給付されているときは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 変更後の給付決定額に比べて、既に給付されている奨学金が過少だったときは、教育長は、その差額について、給付額の変更の決定を受けた者に対し、速やかに給付するものとする。
 - (2) 変更後の給付決定額に比べて、既に給付されている奨学金が過大だったときは、給付額の変更の決定を受けた者は、その差額について、教育長が別に指定する方法により奨学金を返還しなければならない。ただし、前項の通知が発出された後に給付される奨学金がある場合は、当該給付される奨学金と返還に係る差額を相殺することをもって当該返還に代えるものとする。

（在籍状況等の確認）

第13 教育長は、毎年度10月末日までに、第1号受給者が在籍する学校等に当該受給者の9月末日現在の在籍状況について確認するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、教育長は、奨学金の給付に関して必要な事項を調査することができる。

（届出）

第14 1号受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金異動届（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。当該受給者が提出できないときは、現在の保護者が提出するものとする。ただし、第4号から第6号までの事項においては、第5に規定する申請又は届出により異動後又は変更後の状況が確認できるときは、当該届出があったものとみなす。

- (1) 学校を退学、休学、復学、転学又は停学したとき。（第2第3号の教育長が別に定める施設に修学する者にあつては、これらに類するとき。）
- (2) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 氏名又は住所に異動があつたとき。
- (5) 現在の保護者に変更があつたとき。
- (6) 現在の保護者の住所又は氏名に異動があつたとき。
- (7) 月額金の振込先に異動があつたとき。
- (8) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同種の資金の給付の決定を受けたとき。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年12月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
(平成23年度の特例)
- 2 平成23年度の月額金の給付の申請は、平成24年1月13日から2月10日までの間に行わなければならないものとする。
- 3 平成22年度中に第2に該当し、かつ、第4第3項各号のいずれかに該当した者に対しては、当該者の申請により、一時金を給付するものとし、その申請は、平成24年1月13日から2月10日までの間に行わなければならない。
- 4 教育長は、前二項の規定による申請に基づき、奨学金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成24年3月30日までに、第7に規定する通知書により通知するものとする。
- 5 附則第2項の月額金及び附則第3項の一時金の給付は、前項の規定により、奨学金を給付することが決定した者の指定する口座に平成24年3月30日までに振り込むことにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月2日から施行し、改正後の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。
(平成24年度の特例)
- 2 この要綱の施行により新たに奨学金の給付の対象となった者に係る平成23年度分の月額金の給付の申請は、平成24年11月16日から12月14日までの間に行うものとする。
- 3 この要綱の施行により新たに奨学金の給付の対象となり、平成22年度中に第4第3項第3号に該当した者に係る一時金の給付の申請は、平成24年11月16日から12月14日までの間に行うものとする。
- 4 この要綱の施行により新たに奨学金の給付の対象となり、平成23年度中に第4第3項第4号に該当した者に係る一時金の給付の申請は、平成24年11月16日から12月14日までの間に行うものとする。
- 5 教育長は、前三項の規定による申請に基づき、奨学金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成25年1月18日までに通知するものとする。
- 6 前項の規定により給付を決定した奨学金の給付は、申請者の指定する口座に平成25年1月31日までに振り込むことにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月31日から施行し、改正後の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱（以下「新要綱」という。）第4第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新要綱

第2に該当する者について適用し、施行日前にこの要綱による改正前の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱（以下「旧要綱」という。）第2に該当する者が在籍する旧要綱第2第3号に規定する学校等に係る月額金の額については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行し、改正後の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱の規定は、令和7年2月1日から適用する。